

ぐんま昆虫の森リニューアル基本計画策定業務 企画提案要領

1 業務の名称

ぐんま昆虫の森リニューアル基本計画策定業務

2 業務の趣旨・目的

別添「ぐんま昆虫の森リニューアル基本計画策定業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 委託費の上限額

事業費は、金 5 9, 730, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。なお、応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

また、採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調査の上、再度見積を依頼する。

※ 業務委託上限額を示したものであり、この範囲内で精算すること。なお、申請額がそのまま認められるなどを確約するものではない。

4 留意事項

本件企画提案審査及び事業の実施は、群馬県における令和 8 年度当初予算の議決を前提とする。

そのため、当初予算が否決される等特別な事情が生じた場合には、急遽本件事業が中止になる可能性もあるため留意すること。

5 業務内容

別添仕様書のとおり

6 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

7 応募資格

応募に際しては、以下の要件すべてを満たすこと。

- (1) 国及び地方自治体が管理する博物館・昆虫園・動物園等公共施設の整備等に携わった実績があり、過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していると証明できること。
- (2) 委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (3) 業務遂行にあたり、県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- (5) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。

- (8) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (9) 国及び地方税を滞納している者でないこと。
- (10) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

8 企画提案スケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和8年2月13日（金）
(2) 参加申込	令和8年2月27日（金）正午必着 ※詳細は、下記9 のとおり
(3) 質問受付開始	令和8年2月13日（金） ※詳細は、下記10 のとおり
(4) 質問受付期限	令和8年3月6日（金）正午まで ※詳細は、下記10 のとおり
(5) 質問への回答	令和8年2月13日（金）以降順次ホームページ掲載 ※詳細は、下記10 のとおり
(6) 企画提案書提出期限	令和8年3月11日（水）17時必着 ※詳細は、下記11 のとおり
(7) 一次審査（書面審査）	令和8年3月12日（木）～3月19日（木）予定 ※詳細は、下記12 のとおり
(8) 一次審査（書面審査）結果通知	令和8年3月19日（木）予定 ※詳細は、下記12 のとおり
(9) 二次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月23日（月）～27日（金）予定 ※詳細は、下記12 のとおり
(10) 選定結果の通知	令和8年3月31日（火）までの間に通知

※本業務委託に係る事前説明会は実施しないが、事前に施設見学を希望する場合は可能な範囲で対応するため、申し出ること。

9 参加申込

応募を希望する事業者は、「参加申込書（様式1）」をメールで提出すること。

- (1) 申込期限 令和8年2月27日（金）正午必着

- (2) 申込方法 下記15に記載のメールアドレスあて提出

※メール件名を「【参加申込】ぐんま昆虫の森リニューアル基本計画策定業務」とすること。

メールにより申込書を提出した後は、以下まで必ず電話連絡すること。受信確認をしたもののみ、申込書として有効とする。

（電話）027-226-4668（生涯学習課青少年教育係）

10 質問受付

次のとおり「質問書（様式2）」により事業者から質問を受け付ける。

- (1) 提出先 Email : kigakushu@pref.gunma.lg.jp
- ※ 電子メールの件名を「(●●)【質問】ぐんま昆虫の森リニューアル基本計画策定業務」
((●●)は事業者名、氏名を記載) とすること。
- ※ 質問書を提出後、生涯学習課青少年教育係(027-226-4668)あてメール送信した旨を電話にて報告すること。受信確認をしたもののみ、質問書として有効とする。
- (2) 質問受付期間 令和8年2月13日(金)～令和8年3月6日(金)正午まで
- (3) 回答方法 令和8年2月13日(金)以降、順次群馬県公式ホームページ上(本企画提案募集ページ)に掲載する。

11 企画提案書等の提出

応募する場合は、次のとおり企画提案書等を提出すること。
なお、参加申込者以外からの企画提案書は受け付けず、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けないため注意すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙(様式3)
- イ 企画提案書本体(任意様式)
- ウ 費用見積書(任意様式)(詳細は以下(3)を参照)
- エ 業務実績を表す書類(任意様式)
- オ 業務実施体制(様式4)
- カ 会社概要(パンフレット等)
- キ 法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの)(*)
- ク 決算書(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))(*)
- ケ 暴力団排除に関する誓約書(様式5)(*)
- コ 課税(又は免税)事業者届出書(様式6)
- サ その他資料(適宜)

※(*)印のついたキ～ケについては、「令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿」登載者及び「令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿」登載見込者は提出不要(令和8・9年度の資格者名簿については、名簿登載申請を実施しているか、後ほど県担当者が確認を実施予定)。

(2) 企画提案書本体の記載事項

- ア 企画提案書の用紙は、片面、カラー印刷とすること。なお、資料はA4サイズで15ページ以内とすること。
- イ 次の事項を含めて作成すること。
 - ① 屋内施設での取組内容(基本構想「5つの基本方針」のうち、「昆虫好き以外の人も楽しめる」施設へに基づく屋内における展示・イベントの展開等について、目的・内容・効果等を記載すること。)
 - ② 屋外施設での取組内容(基本構想「5つの基本方針」のうち、「つながる」施設へに

に基づき、民間企業と連携した屋外での取組で、かつ収益確保にも貢献する具体的な取組について、目的・内容・効果等を記載すること。)

③ その他提案事項（本件業務を遂行するにあたり、受託者としての強みを活かし、本業務に対して手厚く支援できる提案があれば記載すること。）

（3）費用見積書作成にあたっての留意点

- ・宛名は「群馬県教育委員会教育長 平田 郁美」とし、本要領に定める委託費の上限額を参照の上、各項目の内訳、単価・数量、消費税及び地方消費税を明記すること。
- ・併せて、代表者印の押印または担当者及び責任者（担当者の上司）それぞれの名前と連絡先の記載をすること。代表者印が押されていない場合は、確認のため、見積書記載の責任者へ電話連絡する場合がある。その際に企画提案書提出期限翌日の15時までに確認がとれない場合、見積書は無効となるため、確認漏れが発生しないよう下記15の担当者と調整すること。

（4）提出方法・提出期限

- ・下記15の提出先あて、持参又は郵送により「正本1部、副本8部」提出すること。
なお、郵送の場合、郵便書留等の配達・配送記録が残る形で提出すること。提出期限は令和8年3月11日（水）17時（必着）とする。
また、持参の場合も提出期限日の17時までに提出すること。
- ・上記11（1）ア～オ及びコの書類については、下記15記載のメールアドレスあてデータでも17時までに提出すること。なお、データ容量のオーバーにより、県のメールシステムで直接受信できない状況が想定されるため、データの送受信には群馬県のインターネットファイル共有システムを用いる。送付の際には事前に担当者あて電話で連絡すること。

（5）提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出書類は審査の必要上、複製することがある。
- ・提出書類は事業者の選定のために使用し、機密保持には十分配慮するが、提出書類は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）、群馬県情報公開条例（平成12年6月14日条例第83号）に基づき、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となるため、ご承知おき願いたい。

（6）提案が無効となる場合の注意

下記の事項に該当する場合は、審査対象とならないことがある。

- ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心臓留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・その他企画提案に関する条件に違反した提案

（7）その他の注意事項

- ・提出書類の作成・提出に要する経費は事業者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は、提出後に内容を変更することはできないが、群馬県から質問及び訂正を求めることがある。

- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面にて提出すること。
- ・契約締結後に事業者が提出書類に虚偽の記載をしたことが発覚した場合は、契約を解除することがある。

12 審査方法

(1) 選定方法

提出された書類に基づいて一次審査及び二次審査を実施し、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定する。

ア 一次審査（書面審査）

① 実施日程（予定）

令和8年3月12日（木）～3月19日（木）予定

② 審査方法

次の選定基準に基づいて審査を行う。

- ・業務実績
- ・業務実施体制
- ・業務の理解度
- ・提案内容の独自性、将来性、実現性
- ・見積の妥当性
- ・その他

③ 結果通知

令和8年3月19日（木）予定

- ・有効な企画提案書の提出者に対して個別に通知する。
- ・一次審査通過者に対して、二次審査の詳細を併せて通知する。

④ 備考

- ・参加希望事業者から提出された書類を審査し、3事業者程度を選考する。
- ・ただし、参加希望事業者の総数が3事業者程度以下であるときは、一次審査は実施せず、下記イに定める二次審査から開始する。
- ・一次審査の実施有無及びその結果の伝達方法等については、各申込者あて担当より別途連絡する。

イ 二次審査（プレゼンテーション）

① 実施日時（予定）

令和8年3月23日（月）～3月27日（金）の間いずれか1日

※当日の日程については別途連絡（一次審査がない場合、日時が早まる可能性がある。）

② 実施場所

未定

※詳細については、別途連絡する。

③ 実施時間

1提案者につき30分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）

④ 留意事項

プレゼンテーション及び質疑応答は、提出した企画提案書を基に行う。

⑤ その他

プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加希望業者において用意すること。

ただし、プロジェクター、スクリーン及び電源は本県において用意する。

(2) 評価項目

- ・業務実績
- ・業務実施体制
- ・業務の理解度
- ・提案内容の独自性、将来性、実現性
- ・見積の妥当性
- ・その他

(3) 審査結果

令和8年3月31日（火）までに、全ての応募事業者に対し、メールにて通知する。

なお、審査結果の詳細については、事業者からの個別の問い合わせ（来庁するものに限る）に対し、応募者数及び当該事業者の順位のみを回答する。

13 契約についての留意点

(1) 委託契約について

選定された優先交渉事業者は、改めて委託業務内容、委託料、契約条件について群馬県教育委員会と協議のうえ、見積書提出及び契約締結を行う。ただし、実際の契約金額は必ずしも提案による見積金額と一致しないことがある。また、契約条件が合致せず、優先交渉事業者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約の条件

契約の形態は、随意契約による委託契約とする。

(3) 必要経費

契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

(4) 委託料の支払

委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

14 その他

(1) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

(2) 本件業務に関し、群馬県から受領または閲覧・貸出された資料等は、群馬県の了解なく公表又は使用することができない。

(3) 審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。

(4) 契約保証金について、群馬県財務規則第199条第1項各号に該当する場合は免除する。それ以外の場合は、同規則第198条の規定に基づき、契約予定総額（単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの）の100分の10以上を納めることとする。

15 問い合わせ先及び提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県教育委員会事務局生涯学習課 担当：浦澤

電話 027-226-4668

メールアドレス kigakushu@pref.gunma.lg.jp